

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務住民課・住民係

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
行政機関等の名称	玉城町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課	
個人情報ファイルの利用目的	市区町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理や国の行政機関等に対する本人確認情報の提供を行うために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 旧氏、3 生年月日、4 性別、5 住民となった日、6 住所、7 住定日、8 本籍、9 筆頭者、10 前住所、11 個人番号、12 住民票コード、13 転出先住所、14 通称名	
記録範囲	住民基本台帳ネットワークシステム登載者	
記録情報の収集方法	本人からの提供により収集、国及び地方公共団体から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	国及び地方公共団体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 玉城町役場総務政策課	
	(所在地) 〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114 番地 2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 12 月 1 日